

– For all the students –

コスモス寮生活ガイド



＜コスモス寮生活ガイド 目次＞

I. 学生寮運営の基本的考え方 P.1

II. 施設の紹介 P.2～4

1. 所在地
2. アクセス
3. 建物・設備等の概要
 - (1)部屋数・定員
 - (2)建物構造
 - (3)設備類
 - (4)Wi-Fi 環境敷設
4. 管理組織・要員
 - (1)学生寮運営組織
 - (2)担当事務局
 - (3)業務委託会社
5. 居室間取り図・寮内写真
 - (1)居室間取り図
 - (2)寮内写真

III. 施設・設備利用上の注意事項 P.5～11

1. 共通的注意事項
2. 施設等別注意事項
3. 寮生活上の注意事項
4. 傷病時の緊急対応方法

IV. 学生寮細則の一部使用許可について P.12

I. 学生寮運営の基本的考え方

1. 学生寮(集団生活)の重要性

学生寮生活の意義は、学生の皆さんが、規則正しく良質な食事を摂ることはもとより、安全・安心で快適、かつ経済的な生活を基盤にして、健やかな心身を保ち学業やスポーツに励む英気を養うことや、集団生活を経て「健全な社会性」を育むところにあります。

健全な社会性とは、①より良い集団生活を送ろうとする性質、②周囲と交際しようとする態度、③社会(集団)全体としての向上に貢献する意欲などです。これらは、当然のこととして「実社会」において不可欠のことであり、大学・短大で習得しておくべきことです。学生寮は、これらの社会性を育むための土台(教育の仕組み)と位置付けています。

2. 集団生活の要件(あいさつ、マナー、ルールの重要性)

学生の皆さんは、それぞれに様々な成長の背景を持ち、異なる価値観を有しています。それは個性として尊重されるべきでしょう。しかし、集団生活において、自らの価値観だけで思いのままに生活すれば、周囲に対して迷惑・不快感を与えることにもなります。

このような問題を防ぐためには、まずは、**あいさつ(相手からの印象が良くなり、良好な人間関係に繋がる)**とマナー(自制)が大切になります。それは、**あいさつ・マナーはそのことのために社会で発達し、当然のことと認められている行儀・作法**だからです。しかし、集団生活の実際においてはこれだけでは不十分です。時に、マナーを無意識のうちに自分本位に解釈してしまい「自制」とはならず、秩序を乱してしまうこともあります。

だからこそ、集団生活のルールが必要になります。迷惑行為の禁止、整理・整頓・清掃・清潔等のルールをくり、それらを皆で共通に理解・認め合い、順守しなければなりません。個人の**不規則・不衛生等の身勝手な生活は、とすれば重大な事故や災害を招くこと**にもなります。

3. 学生の皆さんの充実したキャンパスライフと実社会での活躍に向けて

いずれ、学生の皆さんは大学・短大を卒業し、実社会・産業界に身を置くことになります。そこでは多くの組織・集団(企業、団体など)において、「社会性」を維持・向上させるひとつの取り組みとして、「5S(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ(ルールを守る))活動・研修」が行われます。

企業社会では、この**5Sの徹底は周囲に迷惑をかけない集団の基本**であり、そのことだけではなく、「企業等の事業の改善を促し、より効率よく仕事ができる環境をつくり、いっそう生産性を高める」意義があると認められています。好む・好まないにかかわらず、そのような活動に参画するでしょう。ですから、この5Sをあたりまえのこととして身に付けてください。きっと役に立つでしょう。

以上の考え方に基づいて、この「寮生活ガイド」を作成しています。これから、学生の皆さんが団結・協力して、自主・自律的な「学生寮の運営、ひいては集団としてのいっそうの向上」に繋がられ、自らの将来をも切り開かれることを祈念します。

〈5Sの定義〉

| | |
|-----|---------------------------------|
| 整理 | 必要・不要にわけて、不要なものを捨てること |
| 整頓 | 必要なものがすぐに取り出せるような置き場所・置き方にする |
| 清掃 | 汚れのないきれいな状態にしながらい点検すること |
| 清潔 | 整理・整頓・清掃を徹底し、きれいな状態を維持すること |
| しつけ | 決められたことを決められたとおりに実行し、それを習慣にすること |

Ⅱ. 施設の紹介

1. 所在地 〒811-0214

福岡県福岡市東区和白東 3-30-1

※寮の電話番号については、入寮後お知らせいたします。

2. アクセス JR 鹿児島本線福工大前駅より徒歩 7 分

3. 建物・設備等の概要

- (1) 部屋数・定員 個室 A タイプ 42 室
個室 B タイプ 14 室 (7 室 × 2 名)
個室 C タイプ 34 室 (17 室 × 2 名)
定員 90 名
- (2) 建物構造 鉄筋コンクリート地上 5 階建
- (3) 設備類 1F : 食堂・談話室・自動販売機・茶室(和室)・パソコン室
2~5F : 居室
* 全室エアコン完備
- (4) Wi-Fi 環境敷設 食堂・パソコン室、各部屋に LAN コンセント設置

4. 管理組織・要員

(1) 学生寮運営組織

- ・ 運営協議会…学生部長・短期大学部学生部長・学生部事務部長・学生課長・管財課長・総務人事課長・寮監・寮長及び副寮長により構成し、学生寮運営の組織・体制、諸規則について審議する。
- ・ 寮監…担当する学生寮に住み込みで常駐し、(学生課長の指揮命令の下、) 寮生の生活指導、学生寮の施設・設備の保守点検その他学生寮の運営の監督を行う。
- ・ 副寮監…寮監とともに担当する学生寮に住み込みで常駐し、(学生課長の指揮命令の下、) 寮監の業務を補佐する者。
- ・ 寮生委員会…寮生で構成される寮内自治運営を担う機関。

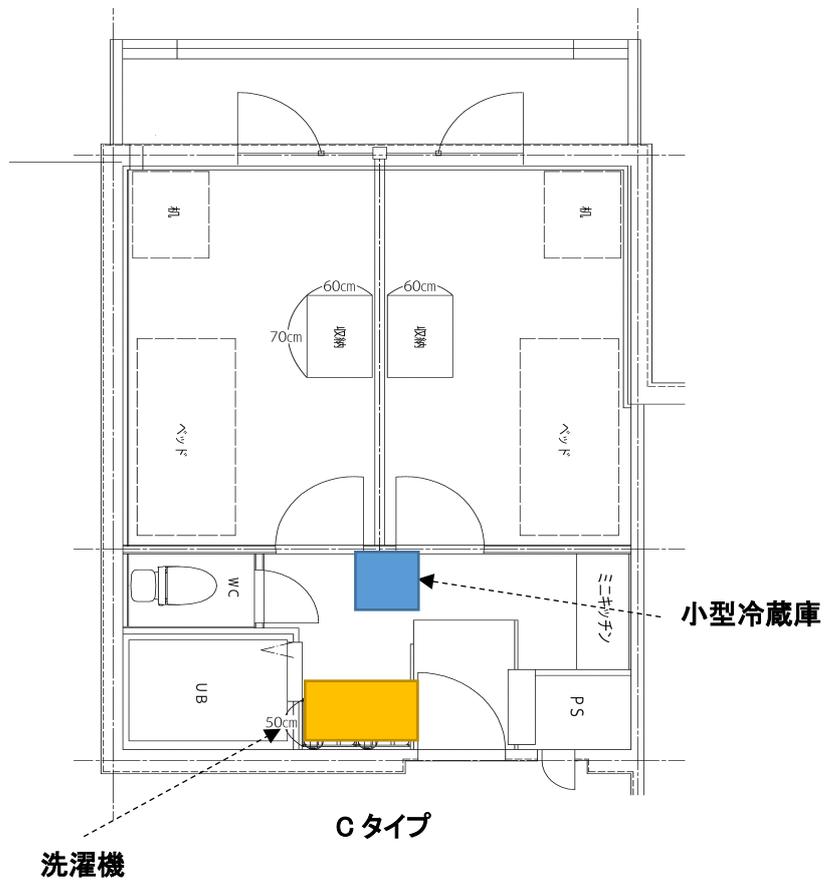
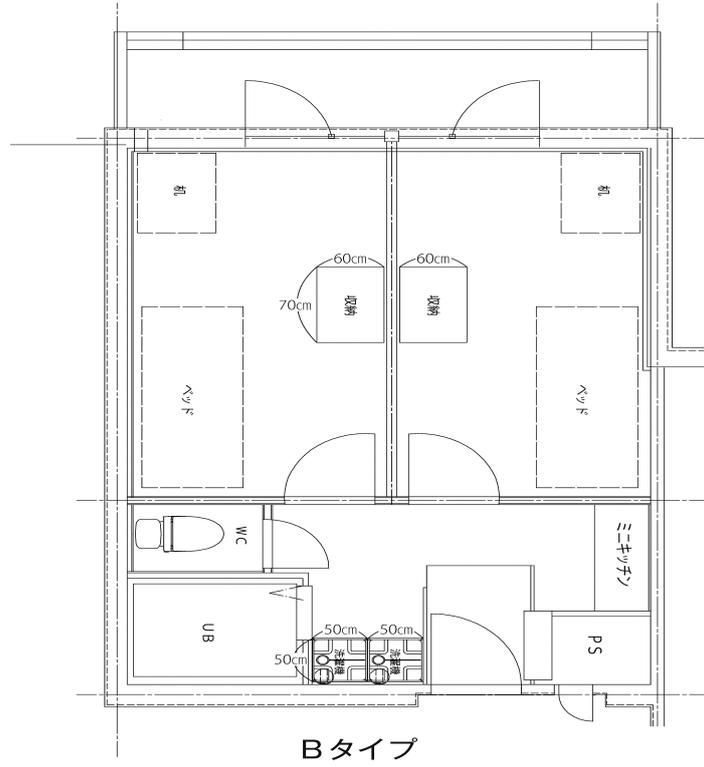
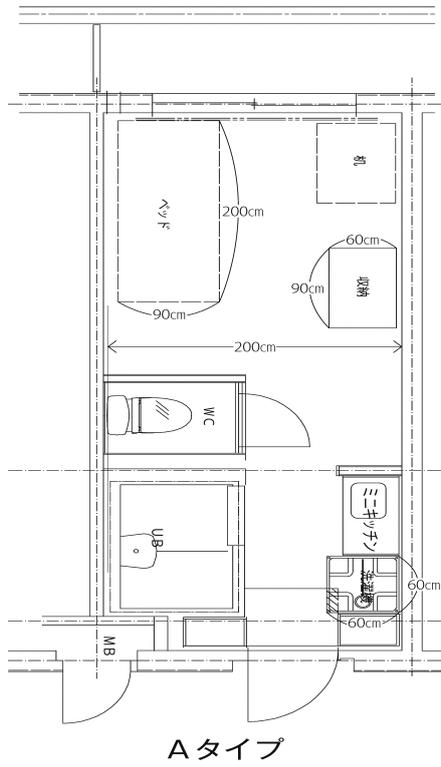
(2) 担当事務局…学生課・管財課

(3) 業務委託会社

- ① 寮監…株式会社 共立メンテナンス
- ② 食事提供…シダックスコントラクトフードサービス株式会社
- ③ 清掃管理…株式会社 九州総合管理

5. 居室間取り図・寮内写真

(1)居室間取り図



(2)寮内写真

<Aタイプ>



<Bタイプ>



<Cタイプ>冷蔵庫・洗濯機完備



Ⅲ. 施設・設備利用上の注意事項

集団生活の「安全・衛生・快適」を確保するため、次のことを遵守してください。

1. 共通的注意事项

(1)寮生活における禁止事項

- ・寮内での飲酒・喫煙行為。
- ・寮監の許可を受けていないポスターの掲示、ビラの配布、集会を開く行為。
- ・非常時以外の非常口の使用。
- ・自動車の持ち込み。
- ・寮内での外靴使用（土足厳禁）

(2)寮生活における留意事項

- ・訪問者がある場合は、必ず事前に寮監に届け出て許可を受けること。
- ・寮内での服装には注意し、他人へ悪影響を与える格好・言動はとらないこと。

(3)郵便物の受領について

- ・郵便物は、各自のメールボックスに投函するので、毎日確認すること。
- ・書留郵便物、荷物等は事務室前の掲示板にて知らせるので、速やかに受領すること。
- ・発着郵便物には必ず部屋番号を記入すること。
- ・日・祝日の配達はありません。

(4)外泊及び帰省、宿泊について

- ・帰省または外泊する場合は、必ず出発日前までに寮監へ許可願を提出し、許可を受けなければならない。
- ・帰省、外泊許可願記載の予定日より遅れる時は、寮監へ必ず連絡のこと。
- ・無断外泊者については、相応の処分を行うので注意すること。
- ・寮における家族（母・姉妹）の宿泊については、入寮・退寮時等で事前に寮監に連絡があれば宿泊を許可する。（宿泊料発生有り。）

(5)給食について

- ・食堂外に食器を持ち出すことは禁ずる。食事時間は守ること。
- ・止む得ない理由で3日以上外泊し、かつ、その間3日以上欠食する場合は、必ず外泊初日から起算して5日前までに寮監に届け出て、許可を得た者に限り、払い戻しを受けることができる。ただし、公式試合等は、この限りではない。
- ・急病等で普通食が食べられない時は、病人食を給食することもできるので、寮監へ申し出ること。

(6)退寮について

- ・自己都合による中途退寮は認めない。
- ・正当な理由で退寮する場合は、寮監に相談のうえ、退寮願を保護者連署で学生課へ提出し、学生部長の許可を受けること。

- ・退寮時には、室内をきれいに清掃し、部屋の鍵を寮監へ返納して退寮すること。
- ・退寮の1週間前に、寮監又は副寮監の点検を受けること。

(7)周囲(他人)への配慮について

- ・学生寮内では大声で話さないこと。
- ・20時以降は特に静粛を保ち、ドアの開閉・テレビ・音楽の音量には注意を払うこと。
また、他室への出入りはなるべく遠慮すること。
- ・共用スペースは、占有しない・譲り合う気配りをする事。

(8)衛生・美観の確保について

- ・まずは、埃・土・砂を持ち込まない、汚さない、散らかさない心がけをして、汚したらその場で対処すること。
- ・整理・整頓・清掃・清潔を習慣化すること。

(9)防火・防災の対策について

- ・学生寮は食堂（厨房）を除き全面的に火気厳禁です。
- ・廊下には煙探知機、居室には熱探知機を備え付けています。
- ・部屋前・ロビー・廊下・階段に物を置かないこと。
- ・地震・火災等に備え、予め避難経路を確認しておくこと。

(10)環境・省エネ対策について

- ・節電(不要な照明を消す、冷暖房時は扉・窓を閉める、過度に冷暖房しない等)に努めること。
- ・節水(手洗い・洗顔・洗髪時はこまめに水を止めるなど)に努めること。

(11)施設・設備の保全について

- ・館内の施設・設備・備品は丁寧に使用し、大切に扱うこと。破損・紛失の際は弁償すること。

(12)基本的日課

| | |
|------------|--------------------------|
| 起床・寮の門開放 | 7:00 |
| 朝食 | 7:00～ 9:00 (提供は8:45まで) |
| 夕食 | 18:00～21:00 (提供は20:45まで) |
| 門限(※1 門閉鎖) | 22:30 |
| 消灯(廊下・食堂等) | 23:00 |

※1：早朝外出や帰寮遅延が予想される場合は、事前に申し出ること。

2. 施設等別注意事項

(1) 個人居室(個室)

◇利用上の注意

- ・ 部屋内は常に整理整頓に努め、トイレ、風呂は毎日清掃すること。
- ・ 居室にて就寝の際や外出の際は必ず施錠すること。
- ・ 所持品・貴重品の管理には十分注意すること。
- ・ 多額の現金は手元に置かず預金し、現金の管理には注意すること。
- ・ 居室の鍵は大切に保管し、紛失した場合は速やかに寮監へ申し出て、実費負担にて代品の注文を依頼すること。
- ・ 居室の災害防止には、各自責任をもって充分注意すること。
- ・ 居室内では、次の電気器具及び火気器具類の使用を禁ずる。
電子レンジ（食堂内に設置）・カセットコンロ・電気ストーブ・石油ストーブ・引火性物品等。
- ・ タコ足配線をしないこと。
- ・ コタツを使用する場合は、必ず寮監へ届け出ること。
- ・ ゴミは分別のうえ、指定の集積場に毎日搬出できます。
- ・ ベランダ及び各室にロープを張り、これを利用して洗濯物を干すことができます。
- ・ 消灯後のテレビ、音楽プレイヤーの視聴は、ヘッドフォンやイヤフォンを使用すること。

* 持ち込み品は、P.11「学生寮細則の一部使用許可について」を確認して、ルール厳守。

(2) 出入口

◇利用上の注意

- ①フロアマットで靴底の土・砂を落とすこと。
- ②靴等の下足は個人別靴棚に1足のみ置くこと。他の靴は居室に収納すること。

(3)ロビー・廊下・階段

◇利用上の注意

- ①日中、夜間にかかわらず静かに通行すること。
- ②備品・私物等物を置かないこと。

(4)食堂

◇利用時間等 ①朝食提供は7：00～8：45

②夕食提供は18：00～20：45

◇利用上の注意 ①指定時間内に食事を終わってください。

②食事提供時間帯は食事以外では利用できません。

(5)談話室

◇利用時間等

・7：00～23：00

◇利用上の注意

- ①譲り合って利用すること。
- ②私物やゴミを置いたままにしないこと。
- ③飲食は可能ですが、出たゴミは持ち帰ること。

(6)パソコン室

◇利用時間等

・7：00～23：00

◇利用上の注意

- ①譲り合って利用すること。
- ②私物やゴミを置いたままにしないこと。
- ③テーブルや椅子を動かしたら元のレイアウトに戻しておくこと。
- ④飲食は禁止とする。

(7)駐輪場

◇利用上の注意

- ①自転車は整列駐輪してください。
- ②自転車は必ず施錠し、盗難防止策を施してください。

3. 寮生活上での注意事項

(1)点呼

①点呼表点呼（本人の在寮確認と共に健康状態の確認を行う。）

- ・時間：（毎日）18時00分～22時30分
- ・場所：事務室前カウンター
- ・要領：点呼表にマーク

②集合点呼（緊急招集時や直接伝達事項が発生した場合などの時）

- ・時間：（随時）22時30分（時間を繰り上げる場合は、事前に連絡します。）
- ・場所：食堂（1階）
- ・要領：点呼表にマークした後、食堂内にて着席

(2)各種届け出

- ①外泊願：記載して寮監・食堂へ提出。
- ②欠食届：記載して寮監・食堂へ提出。
- ③退寮届：記載して寮監・食堂・学生課へ提出。

※①～③は、定型用紙が事務室にあります。

(3)現況表示板

- ①在寮時は、名札を黒にすること。
- ②外出時は、名札を赤にすること。
- ③外出から帰寮後は、速やかに黒に変えること。

(4)郵便、小荷物・特殊郵便の受け渡しについて

- ①郵便は、メールボックスへ（毎日確認のこと）
- ②小荷物・特殊郵便は、黒板に掲示しますので、受け取りは事務室へ
- ③日曜、祝日の荷物の配達はありません。（集荷も同様）

(5)事務室

- ・対応できる曜日は、月～土曜日とし、日曜・祝日は急用以外対応しません。

(6)玄関の靴置き場の使用

- ・靴は部屋番号のところを使用すること。(2足以上置かないこと。)

(7)ゴミの区分及び集積場所

①ゴミ区分

- ・燃えるゴミ (赤い文字：福岡市指定燃えるゴミ袋使用)
- ・燃えないゴミ (青い文字：福岡市指定燃えないゴミ袋使用)
- ・ペットボトル (黄色い文字：福岡市指定ペットボトル用袋使用)

※ゴミ袋：半年分を4月と10月に配布 (足りない分は自己購入のこと)

②集積場所

- ・階段下ゲート横

燃えるゴミ：右側

燃えないゴミ・ペットボトル：左側

③段ボール、雑誌類

- ・エレベーター横に、整頓して集積 (本・雑誌はひもで結ぶ)

(8)自転車の使用

- ・事務室に申し出ること。(シールを配布します。)

(9)生活用品について

- ①施設物品の故障等 (事務室に申し出ること。)
- ②消耗品 (各自で購入のこと。)：トイレトペーパー、防虫スプレー等
- ③特殊道具 (貸し出し)：ドライバー、ペンチ、その他

※注意事項

無断外泊や点呼に出ないなどの寮の規則等を守れない方は、厳しく指導します。

また、指導に従わない場合は、退寮を命ずることがあります。

※良い習慣を身に付ける。

- ①一日の始まりに、挨拶をしましょう。
- ②外出の際は、必ずエアコンや照明を消して、節電に努めましょう。
- ③部屋の鍵を必ずかけること。

※禁止事項

- ①高校側への立ち入り。
- ②非常階段のドア開放（非常時火災等の場合は、この限りではない）。

4. 傷病時の緊急対応方法

寮生に傷病が発生した場合は、寮監が以下の通り対応します。

- (1) 状態に応じて最寄りの救急指定病院への受診付き添い。
- (2) 状況に応じて保護者に連絡。
- (3) インフルエンザ・ノロウイルス等の感染症に罹患した場合は寮生自室にて静養させる。

【救急指定病院】

社会医療法人財団池友会 福岡和白病院
〒811-0213 福岡市東区和白丘 2-2-75
電話 092-608-0001

IV. 学生寮細則の一部使用許可について

学生寮細則第 10 条(5)について、次のように規定します。

| 持込可否 | 指定（許可）する主な電気器具（持込できるもの） | 指定外（不許可）電気器具（持込できないもの） | 重量・サイズによる制限のあるもの |
|------|--|---|--|
| 物品名 | <ul style="list-style-type: none"> ・ノートパソコン ・DVD・BD プレイヤー等 ・ヘッドライヤー ・扇風機 ・ゲーム機 ・電気炊飯器 ・湯沸かしポット等の電気器具類 | <ul style="list-style-type: none"> ・電気ストーブ ・電気ファンヒーター等の暖房器具 ・カセットコンロ等の燃焼器具 ・電子レンジ・IH コンロ等の電磁調理器具 ・デスクトップパソコン | <ul style="list-style-type: none"> ・オーディオ機器 総重量 10 kg未満 ・テレビ：(32 インチ以下) ・冷蔵庫： 容量 100 リットル未満 |

* 持込品は各品 1 つ（1 組）までとします